

2024年3月4日

〔第1.1版で点検〕

## 「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書

### 概 要

#### 1. 法人名等

法 人 名	学校法人中内学園
法 人 代 表 者	中内 潤
担 当 部 署	理事長室
お 問 合 せ 先	078-794-3555

#### 2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

#### 3. 遵守状況の確認フロー図

- 担当部署：遵守状況の点検、報告書作成
- ↓附議
- 2月19日学長会議、学長：遵守状況の確認・了承
- ↓附議
- 3月1日理事会、監事：遵守状況の確認・了承
- ↓報告・公表
- 私大連
- ステークホルダー

## 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

### 1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

#### 基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	

#### 遵守原則 1 - 1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	

## 基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	

### 遵守原則 2 - 1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	

### 遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	

### 基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	

#### 遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	一部もしくは全ての重点事項について、別の方策によって達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>実施項目3-1-②、3-1-③、3-1-④、3-1-⑥、3-1-⑦については、次のとおり、私大連コードに定められた「実施項目」以外の方策等により遵守している。</p> <p>実施項目3-1-②については、監事と内部監査室が意見交換する中で毎年、学内の監査対象部門（業務）を決定し、内部監査室が監査計画を作成。監査計画に基づき、対象部門へのヒアリングを2日間に渡って実施。監査報告書を作成後、監事に提出した上での意見交換および理事長への報告を実施している。</p> <p>実施項目3-1-③については、常勤・常任監事は登用していないが、監事3名に弁護士や警察OB、他大学の監事経験のある者を登用して監事監査を実施している。また、監査室には室長1名、室員3名が所属し、監事監査を支援する体制を整備している。</p> <p>実施項目3-1-④については、監事は、評議員会、理事会のいずれにも毎回出席している。特に重要な議案については、それぞれの会議の議長が監事に意見を求めるようにしている。</p> <p>実施項目3-1-⑥については、監事は理事会出席に際し別に意見交換の場を設けて連携を深めている。また、必要に応じて理事会開催日以外の日に参加し、監査室職員の同席を求め、連携して監事監査に係る情報収集を行っている。</p> <p>実施項目3-1-⑦については、2025年度の会計監査人選任に向け、私立学校法の改正内容、会計監査人の役割等、監査法人・監事・事務局の三者で情報共有している。会計監査人の選任についての議案は監事が決定する。</p>

遵守原則 3 - 2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	

#### 基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	

#### 遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	一部もしくは全ての重点事項について、別の方策によって達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>実施項目4-1-⑦については、次のとおり、私大連コードに定められた「実施項目」以外の方策等により遵守している。理事長の下に理事長室を設置し、学園及び本学の経営戦略並びに将来構想に係る調査、企画立案及び連絡調整を業務分掌としている。理事長室職員は、中長期計画を策定、管理するに際して、政策の執行状況を随時確認している。</p>

遵守原則 4 - 2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	一部もしくは全ての重点事項について、別の方策によって達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>実施項目 4 - 2 - 1 - ④、4 - 2 - 1 - ⑤、4 - 2 - 2 - ⑥については、次のとおり、私大連コードに定められた「実施項目」以外の方策等により遵守している。</p> <p>実施項目 4 - 2 - 1 - ④については、研究費担当が学内研究者に収集した情報を提供している。また、補助金を含めた外部資金についても、財務経理室、学長室において注視し、情報収集、情報共有に努めている。</p> <p>実施項目 4 - 2 - 1 - ⑤については、研究費担当が学内研究者に収集した情報を提供している。また、補助金を含めた外部資金についても、財務経理室、学長室において注視し、情報収集、情報共有に努めている。</p> <p>実施項目 4 - 2 - 2 - ⑥については、2023年度より情報セキュリティ推進体制として情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティの安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた取組みを実施している。また、本学情報セキュリティアドバイザーより、情報セキュリティ体制について評価を受け、各種情報セキュリティ対策（規程、基準）の改定及び情報セキュリティ運用管理体制の見直しを進めている。</p>

2. 追加事項

特になし
------